

クローバーケアセンター居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社クローバーが開設するクローバーケアセンター居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を送れるように支援を行う。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係自治体、地域包括支援センターをはじめ、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設と連携し、質の高いケアマネジメントを行うよう努める。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じる。
- 6 指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 クローバーケアセンター居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 東京都渋谷区恵比寿南2-23-7エビスパークヒルズ303

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名（常勤兼務職員1名、管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名（常勤兼務職員、同事業所における他の事業と兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事業所内または居宅等とする。
 - (2) 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式または法令および基準に定める標準課題分析項目を具備するその他の分析票を用いる。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所は、居宅または第3条に規定する事業所内とする。
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、最低月1回とする。
 - (5) モニタリングの結果記録は、1ヶ月に1回とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、片道2キロメートル以上を越えた場合は実費を徴収する。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、渋谷区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待発生防止に努める観点から、虐待防止委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置き、虐待の発生又はその再発を防止する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 社内研修 毎月1回(虐待防止に関する研修含む)
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社クローバーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日に改定する。

この規程は、令和6年4月1日に改定する。

クローバーケアセンター居宅介護支援事業所 利用料金表

2024年4月1日現在

(1)利用料金及び居宅介護支援費(1か月につき)

	介護支援専門員1人あたりの担当件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費(I)	(i)1~44件	12,380円	16,085円
	(ii)45~59件	6,201円	8,236円
	(iii)60件以上	3,716円	4,810円
居宅介護支援費(II) ※2	(i)1~49件	12,380円	16,085円
	(ii)50~59件	6,201円	8,025円
	(iii)60件以上	3,716円	4,810円

※2 指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム活用又は事務職員の配置を行っている場合

(2)利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく、居宅サービス計画に位置付けられた提供総数のうち、同一のサービス事業者によって提供された数が80%を超えた場合 (訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与)	1月につき2,280円減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 (運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない)	基本単位数の50%減算
業務継続計画未実施減算	感染症若しくは災害いずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合	所定単位数の1%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の1%減算
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサ高住に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合	所定単位数の95%を算定

(3)特定事業所加算(1か月につき)

算定要件		加算I (5,916円)	加算II (4,799円)	加算III (3,682円)	加算A (1,299円)
①	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上

②	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防事業所と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	3名以上	常勤・非常勤各1名
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に行うこと	○			
④	24時間連絡体制※3を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○			※4○
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	×		
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○			※4○
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても、宅介護支援を提供していること	○			
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○			
⑨	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○			
⑩	介護支援専門員1人あたりの利用者の件数が45名未満(居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満)であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○			※4○
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施している事	○			※4○
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○			

※3 携帯電話等の転送による対応等も可

※4 連携でも可

(4) 特定事業所医療介護連携加算

特定事業所医療介護連携加算		1,425円
算定要件	前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上	
	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルマネジメント加算を15以上算定していること	
	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること	

(5)加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	3,420円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	2,850円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	2,280円
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	5,130円
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	6,840円
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	6,840円
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	8,550円
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	10,260円
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	4,560円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,280円 (1月に2回まで)
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	570円 (1月に1回まで)

※退院・退所加算については、退院・退所後に福祉用具貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等がカンファレンスに参加することとする。